

福島県子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は支援を必要とする子どもを、適切な支援へと結びつけるため、新たに子どもの居場所づくりに取り組む団体等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、以下に定めるとおり、補助事業者が子どもの居場所を新たに設置する場合に必要な経費について交付するものとし、その額は、以下の対象経費のうち、30万円の範囲内において知事が定める額とする。

(1) 対象となる団体

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体（以下法人等という。）

ア 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）

イ NPO法人（特定非営利活動法人）

ウ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）

エ その他ボランティア団体、町内会など非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体

ただし、上記の法人等であっても、次に該当する場合は除く。

- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- ・過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過していない法人等

(2) 子どもの居場所

ア 平成30年4月1日以降に新たに開設するものであること。

イ 主に18歳未満の子どもを対象に、無料又は低額で居場所を提供すること。

ウ 子どもに対し、食事の提供、生活習慣の習得、学習支援、遊びや体験活動、相談支援などのサービスを提供すること。

エ 食事を提供する場合は、子どもたちの食物アレルギー対策に十分留意し、必要があれば、食品衛生法に基づく許可を受けるなどの措置をとること。

オ 最低限月 1 回以上開催し、1 年以上は継続して事業を実施する見込みがあること。

カ 利用する子どものうち、法人等の構成員の 3 親等以内の親族はその半数以下であること。

キ 福祉的支援が必要な子どもやその家庭については、市町村と連携をとり、支援につなげること。

ク 営利活動や宗教的活動、政治的活動などは行わないこと。

ケ 国や県より、運営のための経費が支出されるものは除く。

(3) 対象経費

以下の子どもの居場所開設に必要な経費とする。

ア 子どもの居場所として借り上げる手続きに要する費用

居場所を借り上げる際に、礼金など、その手続きに必要となる費用を対象とする。

なお、敷金は返却があるため対象外とし、家賃や使用料など事業の運営に関わる費用は除く。

イ 施設や設備の改修、修繕にかかる費用

ウ 備品及び消耗品購入費

居場所の開設のために必要な備品（1つ10万円以上の物品）や、消耗品にかかる費用

エ 広報にかかる経費

居場所の開設を知らせるためのチラシの印刷費など

オ その他の経費

居場所の開設に必要なスタッフの研修費や営業許可申請等にかかる事務経費など

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者に関する調書（第1号様式の1）
- (2) 事業計画書（第1号様式の2）
- (3) 収支予算書（第1号様式の3）
- (4) 市町村意見書（第1号様式の4）

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第4条 申請者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の条件）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容に影響を及ぼさないと認められるもの。
- (2) 第2条（3）に定める項目間の経費において20%以内の変更をすること。
- (3) 補助金額に20%以内の減額があるもの。

（変更の承認）

第6条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、子どもの居場所づくりスタートアップ事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、子どもの居場所づくりスタートアップ事業実施状況報告書（第4号様式）により知事が定める日までに行うものとする。

(完了報告)

第10条 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、速やかに子どもの居場所づくりスタートアップ事業完了報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、子どもの居場所づくりスタートアップ事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日までに行なわなければならない。

- (1) 事業実績（第6号様式の1）
- (2) 収支決算書（第6号様式の2）
- (3) その他参考となる資料

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業等が完了した場合は、子どもの居場所づくりスタートアップ事業補助金交付請求（第7号様式）を速やか

に知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加額が 20 万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 11 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。